

# 環境インフォメーション



## ごみの野焼きは禁止です

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き「野焼き」は禁止されています。簡易焼却炉・ドラム缶などを用いた焼却も、同様に禁止されています。

違法な廃棄物の焼却には罰則規定があり、違反した場合は、**5年以下の懲役**または**1,000万円以下の罰金**に処されることがあります。



野焼きで焼却されているものの多くは、ごみの日に正しく排出すれば回収できるものです。それらを燃やすと、近隣で洗濯物が汚れるなどの被害が出るほか、有害物質が発生し、悪臭や環境汚染・健康被害の原因にもなります。さらに火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。必ず決められたごみの日に排出してください。野焼きの現場を発見した場合は、環境課または各総合支所市民福祉課、不法投棄110番までご連絡ください。

### <参考：政令で定められている野焼きの例外>

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業・林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※上記の例外に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じ、苦情があって、例外とならない場合がありますのでご注意ください。

■問い合わせ■ ・環境課 環境推進グループ ☎52-1111 (内線123)  
・各総合支所 市民福祉課  
山方 ☎57-2121 美和 ☎58-2111 緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111

不法投棄110番  
☎0120-536-380

## VOL.31

## 職員のつぶやき ~職員リレートーク~

医療保険課の鴨志田裕司です。担当は、主に国民健康保険の資格事務です。昨年の4月に採用されて以来、上司・先輩のアドバイスや市民の方の励ましの言葉もあり、毎日が勉強ですが、充実した日々を過ごしています。

さて今年の干支はとり（酉）です。日々の業務はもちろんのこと、新しい事にも積極的に“とり”組み、人間として成長できるよう努力していきますので、よろしくお祈りします。

また皆さんにとって、色“とりどり”の幸せが訪れる一年でありますようお祈りします。

医療保険課の木村智佳です。約1年前、採用内定通知を手に、あふれんばかりの喜びを両親へ報告した高校生の自分を、今でも思い出します。

狭い教室でノートを広げていた頃とは一転、今は主に後期高齢者医療の資格事務を担当しながら、職員としての自覚をもって業務に励んでいます。とはいえまだまだ勉強の身。窓口で市民の方と話したり、上司・先輩から指導や助言をもらったり、それら全てが私の糧となっています。

やってきた新しい年の主役はとりです。3歩で忘れてしまうとりではなく、知識や情報をしっかりとり入れ、大きく成長していこうと思います。



鴨志田さん(左)、木村さん(右)